

## 福祉医療制度が変わります



平成30年4月受診分から福祉医療の制度が変わります。**障害者医療と老人医療が統合して重度障害者医療**となります。対象者も今まで対象外であった精神障害者保健福祉手帳1級所持者の方などが拡大されます。その他に自己負担額の変更、訪問看護利用料の適用、医療の優先度の変更などがあります。

### 重度障害者等の対象者

#### 現在

##### 障害者医療（65歳未満）

- ◆身体障害者手帳1・2級所持者
- ◆療育手帳A所持者
- ◆身体障害者手帳3～6級と療育手帳B1所持者

##### 老人医療（65歳以上）

- ◆障害者医療対象者の要件
- ◆特定疾患 ◆感染症法（結核）
- ◆自立支援医療（精神通院）

#### 変更後

##### 重度障害者医療

- ◆身体障害者手帳1・2級所持者
- ◆療育手帳A所持者
- ◆身体障害者手帳3～6級と療育手帳B1所持者
- ◆精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ◆重度の難病患者で障害年金1級受給者または特別児童扶養手当1級受給者

\*下記の条件で現在、老人医療の対象の方は、経過措置があります。（平成33年3月31日まで）

- ◆特定疾患（障害年金1級等を受給していない方） ◆感染症法（結核）
- ◆自立支援医療（精神通院）（精神手帳2級以下の方）

### 自己負担額

#### 【重度障害者医療】【現在】

1医療機関	500円まで/日（月2日限度）
院外薬局	自己負担なし
自己負担上限額	2,500円/月

#### 【変更後】

1医療機関	500円まで/日
院外薬局	500円まで/日
自己負担上限額	3,000円/月

～たとえば～ A医療機関3日、B医療機関2日、C医療機関3日受診した場合

【現在】 A医療機関1,000円 B医療機関1,000円 C医療機関1,000円  
3,000円を自己負担していただき、**窓口申請**により500円の償還払い。

【変更後】 A医療機関1,500円 B医療機関1,000円 C医療機関1,500円  
4,000円を自己負担していただき、**自動償還**により1,000円の償還払い。

\*子ども医療、ひとり親家庭医療については自己負担額の変更はありません。

### 訪問看護利用料が適用されます

訪問看護利用料は障害者医療、老人医療の方が対象でしたが、平成30年4月受診分より子ども医療、ひとり親家庭医療の方も対象となります。また、現在、訪問看護ステーションからの看護師の派遣を利用されている方は、窓口での申請による償還払いでしたが、大阪府内の訪問看護ステーション利用については、窓口の負担が500円までになります。

### 対象の方ならどの医療でも選べます

現在、医療証をお持ちの方につきましては、老人医療→障害者医療→ひとり親家庭医療→子ども医療の優先順位で該当する医療証を交付しています。平成30年4月からは、要件に該当すれば、対象の方が希望する医療証を交付することができます。

### 老人医療対象の方で重度障害者医療に変更する方は医療証の有効期限が変わります

医療証の期限が11月1日から10月31日までにかかります。

老人医療対象者の方（身体障害者手帳1級所持者等の方）には、現在、平成30年7月31日までの医療証を交付しています。重度障害者医療にかかわることに伴い、次回、送付する医療証は平成30年8月1日から10月31日までの医療証を送付します。その後、11月1日から1年間の医療証を10月末ごろに送付します。

### **\*新たに対象となる重度障害者の方は申請が必要です。**

\*大阪府外で受診された場合は、今までどおり医療証が使えませんが、窓口申請による償還払いとなります。

\*平成30年4月以降の新規福祉医療対象者は精神病床での入院は助成対象外です。

（現在、医療証をお持ちの方は経過措置があります。（平成33年3月31日まで））

【お問い合わせ先】 大東市役所 福祉政策課 医療助成グループ

TEL 072-870-9626 FAX 072-872-2189